

02 静保生第 39 号
令和 2 年 4 月 2 日

旅館業営業者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の検疫により
待機要請等を受けた者が宿泊する際の留意事項等について（通知）

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、現在日本国内において、新型コロナウイルス感染症の発症者が増加しています。

今般、令和 2 年 3 月 31 日付事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から「新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化により待機要請等を受けた者が旅館・ホテルに宿泊する際の留意事項について」の通知がありましたので送付します。

なお、待機要請の対象国に滞在していたことのみを理由にして宿泊を拒むことはできません（旅館業法第 5 条）ので御留意下さい。

引き続き下記の事項に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願いいたします。

また、これまでに厚生労働省から情報提供を受けた主な資料等も併せて参考までに送付します。

記

1 検疫の強化により待機要請等を受けた者が宿泊する場合の対応

(1) 宿泊者が施設滞在中に体調不良（発熱及び呼吸器症状（咳等））を申し出た場合は帰国者・接触者相談センターに御連絡下さい。

(2) 待機要請等を受けた宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、共同レストラン等の利用をできる限り控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機をお願いしてください。

なお、飛沫感染を防止するため、待機要請等を受けた宿泊者には、マスクの着用を求めてください。

(3) 待機要請等を受けた宿泊者に対応する従業員の数を極力制限し、原則として、部門長などの責任者が対応するようにしてください。待機要請等を受けた宿泊者に接触する場合又は、当該宿泊者が使用している部屋を清掃する場合は、マスク及び使い捨て手袋を着用し、対応後は手洗い及びうがいを確実に行ってください。

<裏面もあります>

(4) 保健所が疫学調査を行う際には、宿泊者名簿等の情報を提供いただき、状況把握に御協力をお願いします。

2 待機要請等を受けた宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策

新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者又は待機要請等を受けた宿泊者に接触した従業員には、マスクの着用を指示し、症状が認められた際には帰国者・接触者相談センターに御連絡ください。

3 接触感染防止対策

(1) 施設利用者及び従業員に対して、適切な手洗い等の感染対策を推奨してください。

施設の出入口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）が有効です）。

(2) 施設環境の清浄化を実施してください。

◆トイレの便座・フタ◆トイレの水洗レバー◆ドアのノブ◆手洗い場の蛇口とシンク◆手すり◆車いすの持ち手◆レジ◆エレベーターのボタン◆エスカレーターのベルト◆自動販売機のボタン等の手の触れる場所（パブリックスペースの消毒を行う場合は0.1%の次亜塩素酸ナトリウム溶液が有効です。）

4 飛沫感染防止対策

(1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間）、（多数が集まる密集場所）、（間近で会話や発声をする密接場面）が重ならないように、施設環境を整え、施設利用者に周知してください。

(2) 添付した通知等を参考に換気には、十分留意してください。

<添付書類>

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化により待機要請等を受けた者が旅館・ホテルに宿泊する際の留意事項について（厚生労働省通知）

(2) 検疫強化地域からの帰国者に係る宿泊施設関係のQ&A（厚生労働省通知）

(3) 密を避けて外出しましょう！（厚生労働省リーフレット）

(4) 換気の悪い密閉空間を改善するための換気の方法（厚生労働省リーフレット）

(5) 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省リーフレット）

(6) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 Ver.6（静岡市保健所）

○お問い合わせ先

静岡市保健所 生活衛生課 生活衛生係

TEL054-249-3155、3156

○帰国者・接触者相談センター

TEL054-249-2221